

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」  
に 対 す る 意 見 書

平成21年7月6日

東京弁護士会  
会 長 山 岸 憲 司

文部科学省が2009年（平成21年）4月17日付けで公表した「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）』（以下「本報告」という。）に関し、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

本報告の内容には、法科大学院の基本理念に反する懸念があるもの、教育の質の向上という観点からみて、効果に疑問があるか、場合によっては弊害がある可能性があるものが含まれており、法科大学院設立の理念と現在の法科大学院、法科大学院生が置かれた現実の状況をふまえ、さらなる検討と十分な配慮が必要である。

- ① 「法律基本科目の単位数を6単位増加させ、これを1年次に配当することを可能にする」ことが、法学未修者1年次の教育の改善の方向性として妥当であるかについては、極めて慎重な検討を要する。

単位数の増減といった画一的な対応に終始するのではなく、未修者一人一人のつまずきを発見し、アドバイスを行う体制・システムを充実させることが重要である。

- ② 厳格な成績評価・修了認定が必要であるとしても、未修者コース1年次から2年次に進級する際の単位認定にあたっては、恣意的な運用を許さない客観的な到達度を基準とし、かつ未修者コース1年次の院生に不合理な負担を課すものとならないよう適正な水準とする必要がある。
- ③ 法的文書作成の基礎教育の必要性について異論はないが、現行制度における単位数の枠内で、教育時間を確保すべきである。また、法的文書作成の基礎教育は法律基本科目の教育内容と効果的にリンクさせることが必要である。
- ④ 法的思考力の涵養のためには、法的思考方法の必要性及び共通性を認識さ

せる工夫が必要であり、そのための具体的方策として、法律基本科目の横断的な教育が検討されるべきである。

- ⑤ 未修者1年次の教育の充実のためには、自学自修を積極的にバックアップ・サポートする体制作りが不可欠である。
- ⑥ 未修者教育の改善策の検討は、未修者コース出身の合格者に対する調査、検証を経たうえで行われるべきである。

## 意見の理由

### 1 「法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にすること」について

- (1) 本報告、「第2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・終了認定の徹底（1）法律基本科目の基礎的な学修の確保」に、未修者コース1年次の法律基本科目の単位数を増加させることを可能にすることが必要であるとの記載がある。

しかし、多様な法曹を養成するという法科大学院制度の社会的使命と理論と実務の架橋という教育理念に鑑みたとき、カリキュラムは法律基本科目のみに偏ることなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目のすべてに渡ってバランス良く履修できるように組み立てられる必要があることから、6単位増加を許容したために、法律基本科目以外の科目の履修がおろそかになることのないようにしなければならない。

安易に単位数を増やしてよいということにすれば、法学未修者1年次における教育の質の面における問題点の徹底的な検討なしに、単位数を量的に増加することにより法学未修者に対する教育が充実するという間違ったメッセージを各法科大学院に対し与えかねないこと、法学未修者1年次の院生の負担は現段階で既にかかなり重く、法律基本科目の履修可能単位数を増やすことが結果として、自らに対し最適なカリキュラムを考える能力の低い1年次の院生にとっては、負担増につながり、むしろ授業内容を十分に自分のものとすることができず、消化不良のような状態に陥りかねないことから、法律基本科目の単位数の増加が改善の方向性として、果たして妥当であるかどうか、極めて慎重な検討を要する。

- (2) 法科大学院制度は、従来の司法試験を前提とする法曹養成システムが、知識、受験技術に偏重するところがあり、質的に多様化、複雑化、専門化し、量的に増大する法的需要に既存の体制では十分に応えられないとの認識から、法曹三者・法律サービスの提供を受ける側（経済界、労働界、消費者等）の代表者等による議論をふまえ、設立されたものである。法曹養成の関係者は、従来の法曹イメージにとらわれることなく、司法制度改革の真の理念を反映し、実社会のニーズをふまえた法曹養成制度の検討・運用を行っていくべきであって、法曹、法科大学院修了生に求められる質についても、そうした観点からの十分な検討が必要である。特に、法科大学院出身者が司法実務に就いて、まだ多くの時間は経っていない現段階で、従来の法曹と、法科大学院出身者の質を比較することは難しいということ

に十分留意する必要がある。

- (3) ところで、現段階の法科大学院における教育に、更なる改善の必要があることについては、異論はない。特に、基本的な法的思考力、法的知識について、必要なレベルを維持できるよう、創意工夫し、適切なカリキュラムを構築していかなければならない。

こうした観点から考えると、仮に、法律基本科目の単位数を増加させることを可能とするとしても、それをすべて1年次に配当することには、以下の理由により、疑問がある。

ア まず、現状においても、法科大学院1年次の院生の負担は、かなり重いということができる。すなわち①法科大学院の授業を受けるにあたっては、事前に十分な予習を行うことが前提となっていること、②多くの法科大学院において司法試験の出題科目・範囲のうちかなり広範な部分を1年次に扱うこととなっていること、③未修者コース1年次に到達すべき法的思考力、法的知識のレベルが、学ぶ者にとって不明確であること等の理由により、現状においても、法科大学院入学以前に法律に触れたことがない未修者コース1年次の院生の負担は既にかなり重いということができる。また、1年次の授業は、必修の法律基本科目の授業が多くを占めており、かつ、多くの院生は履修上限いっぱいの科目を履修している実情にあるところ、法律基本科目の1年次履修可能単位数を6単位増やすことを可能にすることとなれば、自らに最適なカリキュラムを考える能力が低く、未修者コース出身者の合格率が低いことによって不安をもつ未修者コース1年次の院生は、履修可能単位数いっぱいの科目を履修しようとする蓋然性が極めて高い。その帰結として、十分な予習、復習、自学自修の時間をとることができなくなり、授業で学修した内容を十分に自分のものとすることができず、消化不良のような状態となりかねない。

イ 一方、未修者コース1年次の院生の基礎的な学力が伸び悩んでいるとすれば、それはどこに原因があるのか、例えば、習得すべき法的思考力、法的知識の内容、範囲、レベルが明確になっているか、授業内容は、院生の習熟度、レベルにあっているか、授業の方法を更に工夫していく余地はないか、一人ひとりの院生が、どこでつまづいているかにつき、適切な配慮がなされているか等の十分な検証が必要であり、そうした具体的な質向上のための方策を地道に実行していくことがなければカリキュラムの改善には繋がらない。

ウ さらに、法律に関する基礎的な思考力、基本的知識の習得には、そもそも繰り返しの学修と一定の時間が必要であり、2年次、3年次に行われ

る実務基礎科目等を履修していく中で、より深い理解となっていくものである。むしろ、2年次、3年次に法律基本科目を配置することにより、1年次に法律全体を一通り学修し、そこで得られる理解が土台となることで、法的思考力、基本的知識のより深い習得、理解に繋がることも考えられる。この点については、現行司法試験の受験生の数が今後減っていくことに伴い、法科大学院既修者コースに入学する者の基礎的な法的思考力、基本的知識についても、レベルが低下することが伺われることから、2年次、3年次に法律基本科目を配置し、そうした能力を涵養する必要性は高まるものと考えられる。

エ 法科大学院においては、法律基本科目は、原則として、研究者教員が教えることになっているところ、現段階で、研究者教員の授業準備にかかる負担の大きさもかなりの程度に達している。授業時間を増やすことで、教員の負担が更に重くなり、授業を創意工夫し、院生一人ひとりと向き合う時間がますますとれなくなる懸念もある。

- (4) 以上より、1年次に配当する法律基本科目の単位数を増やすことで、未修者の基礎的な学力が向上するかどうかについては、慎重な判断が必要であり、場合によっては、教員、院生の負担をいたずらに増加させ、必要な準備、復習、自学自修の時間を確保することを難しくさせることで、未修者に対する教育の質の向上という観点からみて、弊害の方が大きいといった事態となることも考えられる。

未修者の学力を向上させるためには、カリキュラムをさらに工夫すること、法科大学院の教員や、法科大学院修了者が、正課の授業以外の時間に行う学修指導等によって、一人ひとりの院生が、どこでつまづいているかに目配りする体制を作ることが何より重要であるし、そもそも、新司法試験の内容が適正か、法学以外のバックグラウンドをもつ未修者が3年勉強すれば対応できるものになっているかといった面の検証も必要である。

法科大学院によっては、科目間のバランス、各年次の科目配列のバランスが合理的でなく、ひずみが生じているケースも散見される。こうした点につき、検証を行い、バランスがとれたものとなるよう調整を促すべきである。

- (5) なお、以上のような意見に対しては、あくまでも1年次に配当する法律基本科目の単位数の増加を可能にすることを提言するにすぎず、増加を強要するわけではなく、したがって増加させるか否かは各法科大学院の自主性に任せるものであるから批判は当たらないとの反論も考えられるところである。しかし、仮に増加を可能にすれば、各法科大学院は、配当単位数の増加に積極的な姿勢を取らざるを得なくなり、結局、増加を強要した

のと同じ結果になることは明らかである。

## 2 「厳格な成績評価・修了認定」について

- (1) 本報告、「第2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格成績評価・修了認定の徹底 (1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保」には、未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定に当っては、2年次以降既修者と同一の授業を受けるのに支障がない程度にまで到達している必要があるとの観点にしたがって厳格に行われる必要がある、旨記載され、「(3) 厳格な成績評価・修了認定」には、法科大学院教育において、厳格な成績評価・修了認定が必要である旨の記載がある。

たしかに、修了生の質を保証し、法科大学院制度、法科大学院修了者に対する国民の信頼を得るために、法科大学院の教育において厳格な成績評価による単位認定・進級判定・修了認定が行われることが求められている。

- (2) 一方で、①法律に関する基礎的な思考力、基本的知識は、2年次、3年次に行われる実務基礎科目等を履修していく中で、より深い理解となっていくものであること、②未修者コース1年次を修了した者と、法科大学院入学以前に法律の勉強を2年以上行ってきた既修者コースに入学した者の法的能力が同じである必要はなく、未修者は3年をかけて法曹として必要な能力を身につければ十分であること、③未修者コース1年次に履修する範囲は、司法試験の出題科目・範囲のかなりの部分に及んでいる上、実際に授業において扱われている内容は、1年次であっても高度なものが多く未修者コース1年次の院生にかかる負担は既にかかなり重いことから、各授業科目の単位認定にあたっては、恣意的な運用を許さない客観的な到達度を基準とし、かつ未修者コース1年次の院生に不合理な負担を課すものとならないよう適正な水準とする必要がある。
- (3) 既に1で述べたように、法律に関する基礎的な思考力、基本的知識の習得には、繰り返しと一定の時間が必要であり、こうしたことを前提に、3年間のカリキュラムを組むべきであって、既修者コースの者と比較するなどした結果、1年次に到達すべきレベルを過度に高くすることは、未修者の健全な成長を妨げ、法学未修者が法科大学院に入学し、法曹を目指すことを断念する理由ともなりかねない。

また、そもそも法科大学院には、法学未修者が決められた年限に、求められる水準にまで達することができるよう十分なカリキュラム、サポート体制を提供すべき責務があるというべきであり、それなしに、意欲に燃えて法科大学院に入学した未修者を安易に排除することがあってはならない。

### 3 「法的文書の作成のための基礎教育」について

- (1) 本報告「第2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底 (1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保」には、未修者1年次における法律基本科目の単位数が増えられることを前提に、「増加した単位数の枠内などで、将来的に法曹として求められる法的なリテラシーを醸成する観点から、単に技巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育が十分に行われるよう努めることが期待される」との記載がある。

たしかに、現行制度の司法修習生が旧制度の司法修習生に比べて法的文書作成能力の点で劣っている、という指摘がある。かかる傾向の要因としては、新司法試験制度においては、合格後の司法修習が1年と短縮されたうえに、いわゆる前期修習が廃止されていること、前期修習の廃止は、法科大学院において前期修習相当分の教育が行われることが予定されていたところ、現状としては法科大学院が前期修習に相当する教育を行えていないきらいがあること等が原因として考えられている。

このような現状を踏まえると、現行制度の法科大学院修了生の法的文書作成能力に問題があることは認めざるを得ず、したがって、法科大学院において「法的文書の作成のための基礎教育が十分に行われるよう努める」べきであるという本報告の提言には基本的には賛成する。

- (2) しかしながら、前記1のとおり、「法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする」という本報告の提言について慎重でなければならないから、法的文書の作成のための基礎教育を「増加した単位数」の枠内で吸収することについてもまた、慎重な検討を要すると考える。
- (3) 法的文書作成の基礎教育については、①現行制度で許容された単位数の枠内で、現在の教育内容を精査した上で、法律基本科目の教育としては不要と思われる部分を教育内容から削除し、法的文書作成のための基礎教育を行う時間を確保すること、及び、②現在の法律基本科目の教育内容を法的文書作成の基礎教育に効果的にリンクさせることの必要性を強調したい。

まず、①については、上記2でも指摘した通り、法律に関する基礎的な思考能力、基本的知識は、2年次、3年次に行われる実務基礎科目等を履修していく中で、より深い理解となっていくものである。そして、未修者1年次の法律基本科目において、教員が当該科目の全範囲を十分に教育することは事実上不可能であり、また、未修者にとっても、その全てを理解するのもまた不可能である。このような現状においては、教員・学生の双方が、法科大

学院教育の理念に反し、知識の詰め込み型の教育・学修となっているおそれがある。

このような弊害を除去するためにも、まずは、法的基本科目の教育内容のスリム化を行い、既存の単位数の枠内で、法的文書作成の基礎教育のための時間枠を確保する努力が必要である。

次に、②については、法的文書の作成には、その前提として、法的思考力の習得が不可欠である。そうであるならば、法律基本科目において、法的文書作成の基礎教育を行うのであれば、これに先立って、法的思考のための基礎教育が行われなければならないはずである。

未修者1年次の法律基本科目の教育においては、法的思考力を深めるために必要不可欠なテーマ・知識の教育が重視されるべきであり、未修者2年次以降の反復的学修により習得されるであろう知識・テーマは未修1年次の教育内容から除外することも検討されるべきである。かかる検討の末、未修者1年次の法律基本科目の教育範囲がスリム化されれば、法的文書作成の基礎教育を行う時間枠の確保が可能となり、結果として、既存の法律基本科目の単位数の枠内で、法的思考方法の教育と法的文書作成の基礎教育を行うことも十分可能であると考えられる。

また、その法的文書作成のための指導方法としては、メモの作成、実務書面起案、法律的問題に対して意見書を作成させる等様々な方法が考えられるところであるが、いずれにしても法的思考過程を文書に表現し、読み手に伝えることのできる能力の習得に努めるものでなければならない。

- (4) このような方法による改善が検証されないまま、未修者1年次の単位数の増加が許されることになれば、増加された単位数のほとんどが、そもそも不足している知識のインプットのための時間として充てられる結果となってしまう可能性は否定できず、単位数が増加したとしても、それが法的文書作成のための基礎教育に確実に充てられるという保証はない。また、仮に増加が許された単位数が法的文書作成の基礎教育に充てられたとしても、それが法律基本科目の教育と有機的な連動のないまま行われるのであれば、「単に技巧的な答案練習」にとどまる可能性が高く、法科大学院の理念と反する結果にもなりかねない。

#### 4 「論理的・体系的な法的思考力や理解力を涵養すること」について ～法律基本科目の横断的な教育の提案～

- (1) 本報告、「第2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底 (1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保」に、「法科大学院教育においては、司法試験及び司法修習との有機的連携を図る法曹養成の中核的教育機関として、実務との架橋を意識した法理論教育を行うことにより必要な学識及び実務の基礎的素養等を身につけさせるため、法律基本科目を中心として論理的・体系的な法的思考力や理解力を涵養することが求められている」との記載がある。

この点に関しては、法科大学院における法的思考力の計画的な教育のための手段として、法律基本科目の横断的な教育の必要性を提言する。

- (2) 学生の法的思考力、法律知識を一定期間内に一定レベルまで到達させるという役割を担う法科大学院においては、予定期間内に計画的に学生が必要な能力を習得するようなプログラミングがなされる必要があり、法的思考力の習得についても、学生が自然と身につけるのを待つのではなく、制度的・計画的な教育により学生がかかる能力を習得するようプログラミングされる必要がある。

新司法試験では、必修科目7科目及び選択科目1科目の計8科目が試験科目となるが、試験科目がすべて法律科目であるという特徴がある。

そして、どの法律科目においても、条文の立法趣旨や判例の解釈から、結論を導き出すという、いわゆる法的思考方法を身につけることが不可欠であり、このような法的思考方法は、各法律科目において共通するものである。したがって、法科大学院における各法律科目の教育においても、法的思考方法の必要性及び共通性を認識させるよう工夫が必要である。

- (2) そのための方策として、法律基本科目の横断的な教育が有効であると思われる。横断的な教育とは、たとえば、事件処理（弁護士であれば受任から提訴、判決確定、判決の執行）において適用される実体法は何か、複数の実体法相互の関係はどうなるのか、適用される手続法はなにか、手続について特別法はないか、などを考えさせることを通じて、実体法と手続法の関係、基本法と特別法の関係、憲法と法律の関係、法律相互の優劣の有無などに対する理解を深め、学生が法律基本科目を学ぶ必要性を自覚し、自分に合った学修方法を発見することを目指すというものである。

なお、法律基本科目の横断的な教育のための具体的方策としては、以下のようなものが考えられる。

ア 法律基本科目を横断的に扱う科目の導入

法律基本科目の横断的な教育を計画的に行うためには、かかる内容を扱う正規科目の導入も検討されるべきである。

#### イ 未修者 1 年次の教育に対する実務家の関与

法律実務では、法曹は、科目ごとに区切られた事件を扱っているわけではなく、事件ごとに必要な法律を適用して解決を目指す。

このような実務家の思考方法を未修者 1 年次の学生が接する機会の増加は、法律基本科目を横断的な思考方法取得の一助となると思われる。

現在の法科大学院のカリキュラムでは、法律実務系科目はカリキュラムの中盤ないし後半で予定されており、未修者 1 年次には実務家及び実務との接点は希薄である。

法科大学院教育では理論と実務を架橋する教育という視点、また、臨床教育によってこそ、実務で使える法的知識、事案を把握する力、リサーチ力、コミュニケーション能力、法曹倫理等をもっとも効果的に養成することができることから、臨床教育が重視されるべきである。実務を「臨床」的に学ぶためには、ある程度法律基本科目の学修を終えていることが必要であるが、横断的な思考方法取得のために実務家による臨床的思考方法に接することの効果は一考に値すると思われる。

## 5 「法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実」について

- (1) 本報告「第2 修了者の質の保証 2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底 (1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保」に、「正課の授業以外においても、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生や修了者によるメンターないしチューター制度の活用やTA（ティーチング・アシスタント）によるサポートなど、とりわけ法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実も図られるべきである」との記載がある。

上記各制度は、講義形式の授業中心になりがちな法科大学院の履修科目、殊に、より懇切丁寧な指導が不可欠である未修1年次に対する学修指導について、個人的な指導・教育を実現する方法として極めて有効であり、これらの制度の必要性については賛同する。

- (2) ところが、本報告では、これらのバックアップ・サポート体制の充実を提言する一方で、未修1年次における単位数の増加をも提言している。上記各制度等の授業外でのバックアップ・サポート体制のさらなる充実・改善の必要があることを認めるのであればなおさら、自学自習の時間を圧迫することにつながる単位数増加を急ぐのではなく、上記各制度等のバックアップ・サポート体制の充実その他の方法により教育の質を向上させることが検討されてしかるべきである。

- (3) 体制の充実

担当教員が、講義科目中心の未修者1年次の授業において、自身の受け持つ院生個々人の理解度を常に把握することを期待するのが困難な現状において、オフィスアワー等は、教員が学生の理解度を把握する格好の機会のひとつとなる。しかし、オフィスアワー等の利用には各大学院毎のみならず、同一大学院内においても科目又は教員毎に差があるのが現状のようであり、オフィスアワー等の在り方には改善の余地がある。

メンターないしチューター制度、TAによるサポート等については、今後、新司法試験制度を経た指導者・教育者が増加することが期待され、人的資源の充実が見込まれるという好事情もある。

学生が任意で利用できる上記各バックアップ・サポート体制は、個々の学生が自分がわかっていない事柄を選んで自分の意思で質問できるという長所がある。

これに対して、単位数の増加は、個々の院生の理解の程度等に関わらず、一律に院生全員の授業時間数を増加させることにつながるものであるから、参加の強制・任意を問わず、授業時間のみならず、授業のための予習・復習

時間が必要になり、結局のところ、学生の自学自修時間を奪う結果を伴う。

未修者1年次の教育の充実のためには、自学自修を積極的にバックアップ・サポートする体制作りが不可欠である。かかる観点からも、自学自修の時間をいたずらに奪う結果になりかねない単位数増加については、慎重な検討が必要である。

#### (4) バックアップ・サポート体制の利用の促進

ア 現在の法科大学院教育がより成果をあげるためには、教育内容の改善のみならず、教育の受け手である学生の学修意識・姿勢を改善する必要があると考えられる。

学修方法については、一定期間に一定レベルに到達させる役割を担う法科大学院教育においては、学生側の自発的な学修方法の発見・開発を待つのではなく、法科大学院側から積極的に助言・指導していく必要があると思われる。

イ 学生の意識・姿勢の改善の方策として、特に、入学時のオリエンテーションの充実を提言する。

① 現在の未修者1年次の法律基本科目の教育は、法律基本科目として教える「量」の問題があり、知識重視の「詰め込み型教育」となっている側面は否定できない。このため、教わる側の未修者1年次の学生の多くに教育内容の「消化不良」のような状況が生じている。

しかし、このような学生の「消化不良」については、教育内容や教育の「量」の問題だけではなく、学生側の問題、すなわち、勉強方法がわからないという大きな問題があるということは否定できない。

そこで、法科大学院教育は、未修入学者に対する入学時のオリエンテーションとして、学修方法、とりわけ未修者1年次の学修方法に関する助言・指導の充実を図るべきである。

② 具体的方策としては、

i 入学時における法律基本科目の学修方法に関する助言・指導

ii 入学時における各法科大学院のバックアップ・サポート体制の十分な説明と利用の促進

などが考えられる。

そして、具体的方策を行う場面としては、各法律基本科目その他の正規科目内ではなく、入学当初に、授業外で行われるオリエンターリングの一環として行われるのが現実的であると思われる。

まず、iに関し、学修方法は多様であり、個々の学生毎に向き不向きの学修方法があるため、特定の学修方法の強制強要は行うべきではないが、まず、未修1年次に習得すべきものを明示し、そのための学修方法

の具体例を例示することは必要であると思われる。

昨年12月にはじめての未修者コース出身の法曹が誕生し、今後もその数は増加する。しかしながら、全合格者のなかにおける未修者コース出身者の司法試験合格率は既修者コース出身者の割合の約半分という現状において、未修者コース出身の合格者の経験談はとても貴重である。そこで、各法科大学院においては、自校の修了者はもとより、他校未修者コース出身の実務家などの学修方法をすすんで紹介する必要がある。

次に、iiについては、最初に選んだ学修方法が最後まで自分に最適の方法である例は少なく、試行錯誤の上でようやく確立するものであることを強く認識させた上で、学修方法の相談相手として教員、チューター、メンター、TA等を活用するよう、入学時のオリエンテーション時においてバックアップ・サポート体制の利用を強く促す必要がある。

## 6 未修者教育の成果の検証がなされていないことについて

平成19年度の第2回新司法試験において、はじめての未修者コース出身の合格者が誕生し、平成20年12月にはじめての未修者コース出身の法曹が誕生したばかりである。

本報告は、未修者コース出身の合格者に対して、法科大学院時代の学修についてなんら検証していない。

未修者教育の在り方を考えるのであれば、未修者教育の問題点を検証するだけでなく、未修者コース出身の合格者が自分の経験した未修者教育についてどのような感想、印象、意見を持っているのか、法科大学院の科目の学修と自学自修をどのような方法で行ったのか等の検証は不可欠である。

未修1年次の単位数増加の議論に際しては、この点についての検討が必要であると考ええる。

以上